

第2回福井地方裁判所委員会議事概要

1 日 時

平成16年5月20日（木）午後1時15分～午後4時15分

2 場 所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

笈田信幸委員，畔柳章裕委員，小林克美委員，野坂鐵郎委員，春見静子委員，
三宅俊一郎委員（委員長），森長澄江委員，吉村悟委員（五十音順）

（事務担当者）

林民事首席書記官，林福井簡裁庶務課長，齋藤事務局長，大西総務課長，伊
藤総務課長補佐

4 議 事

(1) 委員長代理の指名

小林克美委員（福井地裁判事）を指名

(2) 第1回の委員会における意見に対する委員長説明

ア 「弁護士会の法律相談に裁判所の施設を使うことはどうか」，「弁護士会の法律相談も一元的に裁判所で行うことはどうか」との意見について

裁判所の施設は国の財産であり，裁判所と別個の団体で，当事者の代理人を務める弁護士やその弁護士によって構成される弁護士会が行う法律相談業務に中立的立場である裁判所の施設を利用していただくことはできないので御理解いただきたい。

※ 関連して，司法ネット構想と総合法律支援法案，同法案で設置が予定されている日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）について説明を行った。

イ 「裁判所のホームページに訴訟制度の情報を掲載する」との意見について
最高裁判所のホームページに，民事事件，刑事事件，簡易裁判所の各裁判
手続が掲載されているので，このホームページを利用していただきたい。

ウ 「特定の曜日でよいから受付時間を延長してはどうか」との意見について
裁判所が行う窓口相談は，弁護士や弁護士会が行う法律相談とは異なり，相

談者が裁判所でとりうる手続について、その概要や費用、申立書の記載方法等について説明を行う手続相談に限られる。このことを前提に、福井地裁において、受付時間の延長ないし夜間受付のニーズがどれほどあるのかということになると、午後5時以降に窓口相談に訪れる者はほとんど無いのが実情であり、福井簡裁でも月に2～3人と僅かである。勤務時間外の相談に対応するには、それなりの態勢を組み、時間外の勤務を命ずることになることから、利用者のニーズとそれに伴うコストが見合うことが求められる。最高裁判所に問い合わせたところ、全国で最も規模の大きい東京簡裁の夜間における利用者も、月に3人から11人と低調な状況である。諸外国でも夜間サービスを行っていないところが多く、その理由に「コストに比べてニーズが低い」ということが挙げられているとのことである。先ほど説明したように、今、国会で審議されている総合法律支援法案で、支援センターによる法律相談をあまねく全国において行えるような態勢が整備されていることとされており、この支援センターの活動や今後の法曹人口の増大により、法律相談に対する需要が大きくなっていくことも考えられる。裁判所としても、そのような状況を見ながら、検討は進めていきたいと考えている。

なお、最高裁判所は、インターネット上に、ホームページを開いており、その中に福井地裁が作っているページもあるが、それらのホームページでは、これも先ほど説明したように、手続案内、各種申立の書式などが掲載されており、いつでもアクセス可能ということになっている。

(3) 庁内案内パンフレットの紹介

委員長は、庁舎入口に設置する予定の「庁内案内パンフレット」を委員に紹介した。

(4) 意見交換

前回に引き続き、「利用しやすい裁判所」について

(○：委員長，●：委員，□事務担当者)

- 裁判所においては、時間外の利用者が少ないとの説明を受けたが、一般の方は、裁判所は敷居が高いと感じているので、相談に行きにくいというのが実情ではないか。
- 裁判所は中立的な機関であるから、弁護士会が行なう法律相談に裁判所の

施設を供用することはできないとのことであるが、開かれた裁判所となるためには、弁護士会との連携を強めることも必要なのではないか。たとえば、裁判所で弁護士会の法律相談を受け、その足で裁判所の手続をとることができれば、利用者としての便はよくなると思う。そのような意味で、他の機関の催しに裁判所の施設を供用することはできないのか。

- 裁判所の中立的立場は重んじなければならない。弁護士は当事者の代理人となる立場の方であり、弁護士会の相談が中立的立場である裁判所で行なわれることが果たして良いのかという問題がある。
- 司法ネット構想に関して、将来、支援センターが設立され、そこで法律相談だけでなく、裁判所で行なわれているような手続案内サービスを行なうことになれば、裁判所は、司法判断の職務に専念できるのではないか。これまで、支援センターのようなサービス機関が行政に欠落していたのだと思う。
- 支援センターが設立されても、裁判所の窓口相談業務は必要である。
- これまでの相談業務において、この事案は裁判所で手続をとった方がよい、あるいは、事案が複雑なので弁護士に委任した方がよいといった振り分けは、弁護士の無料法律相談が担っているのが実情である。支援センターが設立されれば、全県下の相談機関について、どの機関でどのような相談を行なっているかについての集約化も行なうことになるであろう。支援センターが機能することによって、相談業務について、これまでより柔軟な対応ができるようになるであろう。
- 単純な事案によっては、裁判所の手続に乗りさえすれば弁護士が代理人として就かなくても解決できる事件が多数ある。このような事件については、裁判所の役割として、中立性を損なうことなく、利用者の身になって適切な解決に導いていただきたい。
- 病院では、総合相談や総合受付を実施している。裁判所でも、人を配置した総合相談コーナーが設置できないか。相談に裁判所を訪れた市民の感覚からすると、相談内容によって、相談を受ける部署、担当者が異なることは理解しにくいのではないか。
- 福井のような小規模庁においては、職員数が限られているので、総合相談コーナーのようなものを設置することは難しい。先ほど紹介した庁内案内パ

ンフレットを見ていただくことにより、どの窓口へ相談に行けばよいのか、理解していただけたらと思う。

- 裁判所に相談にきた方については、事案に応じた担当部署の窓口案内され、相談内容を聴取した担当者が裁判所の手続を教示し、事件として受け付けをしたり、法律判断を要する事案については弁護士への相談を勧めるなどの振り分けをしているのが現状であろう。
- 犯罪被害者の支援に関する相談はどこに行けばよいのか。
- 検察庁では、犯罪被害者支援の相談窓口を設けている。加害者を刑事訴追することにより、被害者の痛みを和らげることは可能であるが、被害者が財産的な損害について賠償を求めることになると、検察庁では対応できないので、弁護士の法律相談を受けてみてはどうかとアドバイスすることになる。被害者からの相談に対し、警察、検察で対応できるものについては対応をしている。
- 裁判には時間がかかるので、迅速化が望まれる。民事裁判では、被告は、訴えられた裁判所まで出頭する必要があり、遠隔地であれば負担が重い。一回の期日になるべく多くのことを集中して審理することはできないものか。
- 裁判を早く終わらせたい人もいれば、引き延ばしたい人もいる中で、裁判所は、争点整理をしっかりと行った上で真に必要な証拠調べを行なうなどして、裁判の迅速化に努力している。また、法改正により導入された電話方式やテレビ通話方式の審理を利用することにより、遠方の方の負担も軽減している。
- 平成10年の民事訴訟法の改正により、裁判の迅速化は進んでいる。担当書記官から、書面の提出期限までに書面提出の催促があるので、裁判の期日には、実質的な議論ができるようになった。一方で、弁護士が裁判の迅速化に十分対応できるのかという心配がある。弁護士の人数が足りないし、一人の弁護士が受任できる件数も限られている。多忙で十分な調査ができず、不正確な書面を作成することにならないかといった問題が生じている。迅速化と十分な審理をいかに両立させるかが裁判所と弁護士の課題となっている。
- 一般の経済活動においては、常日頃から事細かく事実関係を押さえていることはないので、裁判になってから、事実関係をはっきりと示すことは、大変な手間と労力がかかる。証拠をはっきりと示すことができない結果、裁判

所から和解を勧告されることが多いのではないか。

- 裁判にするくらいなら示談で解決しようという考えの企業家が多いと感じている。
- 弁護士は、判決後の強制執行をどうするかまで考える必要があるのではないか。
- 弁護士は、誰もが自由に選ぶことができるが、多忙で受任することのできない弁護士もいる。福井弁護士会のホームページにも会員である弁護士の紹介をしているが、実際のところは、どなたかに紹介されて弁護士の事務所を訪ねて来る方が多い。弁護士の評判、評価に関する情報を提供している機関はないが、弁護士の宣伝活動は、自由になってきており、弁護士から情報発信をすることはできるようになった。
- 裁判所にも、特定の分野に強い弁護士を紹介して欲しいと言って来られる方もいるが、裁判所では、弁護士の紹介はできないことを説明している。
- 裁判費用がどのようなものか分かりにくい。
- 弁護士報酬が敗訴者の負担となると、たとえば消費者が国や大企業を訴えようとしても、相手方の弁護士報酬の負担を心配し、訴訟提起が抑制されてしまうのではないかという危惧が生じている。現在、交通事故の損害賠償請求の裁判では、弁護士費用を損害賠償請求額に含めることは可能となっている。

5 次回開催期日と意見交換のテーマ

平成16年11月25日（木）午後1時15分～午後4時15分

テーマを「迅速な裁判」とし、いわゆる裁判員法が成立した場合は、裁判員制度についても意見交換をすることとする。